

請求人あて

大阪市監査委員	足 高 將 司
同	広 岡 一 光
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 20 年 7 月 18 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市城東区の鳴野公園は、誰でもが憩い安らげる近隣公園として位置づけられ、また当該地域は中高層住宅の良好な環境を守るべき第二種中高層住居専用地域（都市計画法）であるにもかかわらず、以前より当該公園に金網フェンスを張り巡らし、事実上、野球場として使用させている。しかし、当該地域は都市計画法上、野球練習場等が規制されており、また、ゆとりとみどり振興局担当職員らはそうした用途規制の事実を承知しつつ、鳴野公園防球柵修繕工事 86 万 1000 円、鳴野公園エキスパンドメタル取替修繕工事 13 万 3245 円を公金から支出したものである。

当該公園は「良好な環境を守るべき」地域に存在するにもかかわらず、打球音、歓声などの騒音により環境を悪化させ、さらに大阪市公園条例の趣旨目的に反し一部の人間に排他独占使用させる野球場としての継続使用を助長する上記修繕工事は、明らかに違法不当な公金支出であり、ゆとりとみどり振興局総務部総務担当課長以下のすべての支出手続担当者は、上記違法不当な公金支出により大阪市が被った損害を賠償する責任がある。

市長が、上記修繕工事に公金を支出したゆとりとみどり振興局総務部総務担当課長

以下のすべての支出手続担当者に、その支出全額を大阪市に返還させるよう求める。

なお、上記公金支出のうち、嶋野公園エキスパンドメタル取替修繕工事については、本監査請求より 1 年以上前に行われたものであるが、市民が客観的に知り得なかったものであり、本請求が上記行為後 1 年を経過してなされたことには正当な理由がある。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長等又は職員についての違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計上の行為等」という。）を対象とすべきものとされている。

しかしながら、請求人は、形式的には、財務会計上の行為等たる公園修繕工事に係る「公金の支出」を請求の対象とする旨標榜するものの、それらの違法不当性については財務会計法規違反等を主張するのではなく、当該修繕工事は、「騒音による環境の悪化」、「公園条例の趣旨目的に反する一部の人間の排他独占使用」を助長することなどから違法不当である旨主張していることなどにみられるように、実質的にみて、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等には該当しない行政目的達成の一環としてなされる当該公園の公物管理（「行政上の管理」、「公園行政上の管理」）のあり方を問題としているに過ぎず、したがって、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。